

多治見市耐震シェルター整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市耐震シェルター整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金は、多治見市耐震改修促進計画に基づき、耐震シェルターを整備する者に対し必要な経費の一部を補助することにより、地震による住宅の倒壊から市民の生命を守ることを目的として交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅、長屋又は共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法によるものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(2) 木造住宅耐震診断 多治見市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成20年告示第117号）第2条第3号に規定する耐震診断をいう。

(3) 耐震シェルター 居室に設置され、地震により建物が倒壊しても、居住者の生命を守るための空間を確保できる装置であって、市長が認めたものをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の要件の全てを満たすものとする。

(1) 多治見市内に存するものであること。

(2) 旧基準木造住宅であること。

(3) 木造住宅耐震診断を受け、その結果、上部構造評点が1.0未満とされたものであること。

(4) この要綱による補助金又は多治見市建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱（平成30年告示第42号）に基づく建築物等耐震化促進事業補助金の交付を受けていないものであること。

(5) 第6条の補助対象経費と交付対象となる経費が重複する岐阜県又は市の補助、貸付、利子補給等を受けていないものであること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象住宅の1階（市長が1階に相当すると認める部分を含む。）に、耐震シェルターを設置する事業とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件の全てを満たすものとする。

(1) 補助対象住宅の所有者又はその相続人

(2) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納していない者（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める者を含む。）

(3) 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員等に該当しない者

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震シェルターの設置に要する費用（1戸につき1基分のみとし、耐震シェルターの購入、運搬及び附帯工事等に要する経費を含む。ただし、消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は30万円のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、耐震シェルター整備事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類

- (2) 補助対象住宅の耐震診断の結果報告書の写し
- (3) 付近見取図
- (4) 平面図（耐震シェルターの設置場所が明示されたもの）
- (5) 耐震シェルターの設置予定場所の写真
- (6) 耐震シェルターの設置に係る見積書の写し（設置業者等の記名押印のあるもの）
- (7) 設置する耐震シェルターのカタログ等の写し（使用条件等を記したもの）
- (8) 所有者との関係が分かる書類（相続人が申請者となる場合）
- (9) 申請者が設置業者等から製品の説明を受けたことが分かる書類
- (10) 入居者の同意書（借家の場合）
- (11) 補助対象経費と交付対象となる経費が重複する岐阜県又は市の補助、貸付、利子補給等を受けていない旨の誓約書
- (12) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、耐震シェルター整備事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は耐震シェルター整備事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の着手）

第10条 補助対象事業は、前条に規定する補助金の交付決定を受けた後に着手しなければならない。

（補助金交付申請の取下げ）

第11条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定後に補助金の交付申請を取り下げるときは、耐震シェルター整備事業補助金交付申請取下届（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の変更）

第12条 交付決定者は、当該交付決定後に補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）するときは、変更に係る部分の事業に着手する前に、耐震シェルター整備事業補助金交付変更申請書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請

しなければならない。

(1) 変更の内容が確認できる書類

(2) 補助金の額の変更の場合にあつては、変更後の耐震シェルターの設置に係る見積書の写し（設置業者等の記名押印のあるもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、耐震シェルター整備事業補助金交付変更決定通知書（別記様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 第10条の規定は、補助対象事業の変更について準用する。

（実績報告）

第13条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、耐震シェルター整備事業完了実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の領収書の写し

(2) 耐震シェルターの設置の完了が確認できる写真（床補強等の附帯工事を実施した場合は、その実施状況が確認できる写真を含む。）

(3) 設置した耐震シェルターの製品番号等が確認できる書類（納品書の写し又は製品番号が確認できる写真）

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査の上、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、耐震シェルター整備事業補助金交付額確定通知書（別記様式第8号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第15条 交付決定者は、前条の補助金の額の確定通知を受けたときは、耐震シェルター整備事業補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（書類の保管）

第16条 交付決定者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第17条 補助金の交付に関し、この要綱に定めのない事項については、多治見市補助金交付要綱（平成8年告示第29号）の定めるところによる。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 3 多治見市補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。

別表第1 8 土木の款2 居住環境整備事業の項1 国、県の補助制度に基づく事業の目1 耐震促進事業の節に次のように加える。

3 耐震シェルター整備事業	市の耐震シェルター整備事業補助金交付要綱による。	要綱による。	要綱による。	要綱による。	
---------------	--------------------------	--------	--------	--------	--

多治見市長

申請者（〒 - ）

住所

フリガナ

氏 名（※）

電話番号（ ） -

（※）法人は記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く。）。
法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

耐震シェルター整備事業補助金交付申請書
（第 1 面）

耐震シェルター整備事業を実施しますので、耐震シェルター整備事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金交付申請に当たり、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料の納付状況を多治見市が確認することに同意します。

記

対象住宅の所有者氏名			
対象住宅の概要	所在地	多治見市	
	種類	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 長屋 ☐ 共同住宅 ☐ その他（ ）	
	規 階 数	階建て	
	模 延べ面積	㎡	
	建築年	年 月	
耐震診断	実施年度	年度	
	上部構造評点		

(第2面)

耐震 シェルター	設置個所数	基 (戸)
	品 名	
	製造者等	
設 置 業 者 等	住 所	
	事業所名 ・ 代表者名	
	電話番号	
実施予定時期	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費	円	
補 助 金 の 額	円	
添 付 書 類	①対象住宅の所有者が確認できる書類 ②対象住宅耐震診断の結果報告書の写し ③付近見取図 ④対象住宅の平面図 (耐震シェルターの設置場所が明示されたもの) ⑤耐震シェルターの設置予定場所の写真 ⑥耐震シェルターの設置に係る見積書の写し (設置業者等の記名押印のあるもの) ⑦設置する耐震シェルターのカタログ等の写し (使用条件等を記したもの) ⑧申請者が設置業者等から製品の説明を受けたことが分かる書類 (耐震シェルター等の設置に関する説明書[任意様式]) ⑨所有者との関係が分かる書類 (相続人が申請者となる場合) ⑩入居者の同意書 [任意様式] (借家の場合) ⑪補助対象経費と交付対象となる経費が重複する他の補助、貸付、利子補給金を受けていないものである旨の誓約書 [任意様式] ⑫その他市長が必要と認める書類	

年 第 月 号
日

様

多治見市長



耐震シェルター整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けにて申請のありました耐震シェルター整備事業について、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので、多治見市耐震シェルター整備事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

- 1 申請者 住所
氏名
- 2 補助対象住宅の所在地 多治見市
- 3 補助金交付対象 耐震シェルター 台
- 4 補助金交付決定額 円
- 5 そ の 他

年 第 号
月 月 日

様

多治見市長



耐震シェルター整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けにて申請のありました耐震シェルター整備事業について、下記のとおり補助金を交付しないこととしたので、多治見市耐震シェルター整備事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

- 1 申請者 住所
氏名
- 2 補助対象住宅の所在地 多治見市
- 3 補助金を交付しない理由

年 月 日

多治見市長

申請者 (〒 -)

住 所

氏 名 (※)

電話番号 () -

(※) 法人は記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く。）。
法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

耐震シェルター整備事業補助金交付申請取下届

年 月 日付け 第 号により交付決定を受け
ました耐震シェルター整備事業について、下記のとおり取り下げたいので、
多治見市耐震シェルター整備事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき届け出
ます。

記

- 1 補助対象住宅の所在地 多治見市
- 2 補助金交付対象 耐震シェルター 台
- 3 取 下 理 由

年 月 日

多治見市長

申請者（〒 - ）

住 所

氏 名（※）

電話番号（ ） -

（※）法人は記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く。）。
法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

耐震シェルター整備事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受け
ました耐震シェルター整備事業について、下記のとおり内容を変更したいので、
多治見市耐震シェルター整備事業補助金交付要綱第12条第 1 項の規定に基づき
申請します。

記

補助対象経費	変更前	円
	変更後	円
補助金の額	変更前	円
	変更後	円
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
添付書類	①当初申請書に添付した書類のうち、変更したもの ②補助金の額が変更する場合、変更後の耐震シェルターの設置に係る 見積書の写し（設置業者等の記名押印のあるもの）	

年 第 月 号
日

様

多治見市長



耐震シェルター整備事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けにて申請のありました耐震シェルター整備事業
の変更について、下記のとおり決定しましたので、多治見市耐震シェルター整
備事業補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 変更する交付決定の可否 (可 ・ 否)
- 2 変更する交付決定 年 月 日
第 号
- 3 補助金交付決定額 変更前 円
変更後 円
- 4 申請者 住所
氏名
- 5 補助対象住宅の所在地 多治見市
- 6 補助金交付対象 耐震シェルター 台
- 7 そ の 他

年 月 日

多治見市長

申請者（〒 - ）
住所

氏 名（※）

電話番号（ ） -

（※）法人は記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く。）。
法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

耐震シェルター整備事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました耐震シェルター整備事業が完了したので、多治見市耐震シェルター整備事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき下記のとおり報告します。
なお、この報告書及び関係書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

対象住宅 の 概 要	所 在 地	多治見市
	種 類	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 長屋 ☐ 共同住宅 ☐ その他（ ）
耐 震 シェルター	設置個所数	基（ 戸）
	品 名	
	製造者等	
事 業 実施期間	着 手 日	年 月 日
	完 了 日	年 月 日
補 助 対 象 経 費		円
備 考 （軽微な変更等）		
添 付 書 類		①領収書の写し ②耐震シェルターの設置の完了が確認できる写真 （床補強等の附帯工事を実施した場合は、その実施 状況が確認できる写真を含む。） ③設置した耐震シェルターの製品番号等が確認 できる書類（納品書の写し又は製品番号が確認 できる写真） ④その他市長が必要と認める書類

別記様式第8号（第14条関係）

年度

耐震シェルター整備事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました事業に対し、多治見市耐震シェルター整備事業補助金交付要綱第14条の規定により、補助金額を確定しましたので通知します。

年 月 日

多治見市長

補助事業者

住所

氏名

様

記

1 補助対象事業名 耐震シェルター整備事業

2 補助金交付確定額

円

別記様式第9号（第15条関係）

年 月 日

多治見市長

申請者 (〒 -)

住 所

氏 名 (※)

電話番号 () -

(※) 法人は記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く。）。
法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

耐震シェルター整備事業補助金交付請求書

年 月 日付けで交付額確定通知のありました補助金の交付を受けたいので、多治見市耐震シェルター整備事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

請 求 金 額	円
---------	---

補助金振込先			
金 融 機 関 名	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合 信 用 組 合 本店 支店		
預 金 種 目	☐ 普通 ・ ☐ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			